

射水市ひきこもり支援推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 ひきこもりの状態にある者及びその家族（以下「当事者等」という。）は、地域において孤立しがちであり、当事者等が抱える課題等の解決には、社会的な理解や様々な支援が必要であることから、当事者等が安心して地域で暮らし続けることができるよう、当事者等への切れ目のない多様な支援を行うことを目的として、射水市ひきこもり支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ひきこもりに関する理解や支援を推進する施策等の検討
- (2) ひきこもりに関する理解や支援の推進に係る関係機関及び関係団体との連絡、調整及び情報共有
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体・機関の代表者
- (3) 関係行政・教育機関の職員
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める団体等の職員

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を進行する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1) 射水市情報公開条例（平成17年射水市条例第20号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議する場合

(2) 会議を公開することにより、協議会の運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（個人情報の保護）

第6条 委員及び会議に出席した者は、射水市個人情報保護条例（平成17年射水市条例第21号）の規定を遵守するとともに、会議の上で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条第2項に規定にかかわらず、この告示の施行後の最初の委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和4年3月31日までとする。